

渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、家庭における温室効果ガスの排出を抑制するとともに災害に強いまちづくりを推進するため、市内の住宅又はその所在地に温暖化対策設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自ら居住し、その者の住民票に記載されている住所に存する建築物（居住部分が過半を占める店舗等との併用建築物を含む。）をいう。ただし、賃貸住宅、別荘等一時的に使用するもの及び補助金の交付を受けようとする者が居住せず賃貸、販売等の営利を目的とするものは除く。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム 定置用リチウムイオン蓄電池に加え、電力変換装置がシステムとして一体的に構成されているもので、蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上の設備をいう。
- (3) 住宅用太陽光発電システム 住宅又は同一敷地内にある倉庫、車庫等の屋根等へ設置した太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であり、低圧配電線と逆潮流ありで連系し、設置された住宅において電気が消費されているもので、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本産業規格を基準とするが、IEC等の国際規格も可とする。）又はパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい値の合計値（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10キロワット未満のものをいう。
- (4) 電気自動車等充給電システム（以下「V2H」という。） 電気自動車（以下「EV」という。）又はプラグインハイブリット自動車（以下「PHEV」という。）に充電し、EV又はPHEVに搭載された電池と住宅の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な設備をいう。

(5) EV 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車）をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。

(6) PHEV 外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動する電動機及び内燃機関を原動機として搭載し、エネルギーの回生機構を有する4輪以上の検査済自動車）をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。

(7) ペレットストーブ 製材端材、間伐材等の木材を粉砕したオガ粉を円筒状に固めた木質ペレットを燃料として使用する暖房器具をいう。

(8) 導入日 対象設備等の領収日又は保証の開始日をいう。ただし、住宅用太陽光発電システム及び住宅用太陽光発電システムとともに設置する定置用リチウムイオン蓄電池システム又はV2Hにおいては電力受給を開始した日をいう。また、EV又はPHEVについては、自動車検査証の初年度登録日をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる設備等（以下「対象設備等」という。）は、次に掲げるものとし、当該対象設備等の要件は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、増設は補助の対象としない。

(1) 定置用リチウムイオン蓄電池システム

(2) 住宅用太陽光発電システム

(3) V2H

(4) EV又はPHEV

(5) ペレットストーブ

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること（第3条第4号の対象設備等の申請については

1年以上記録されていること。)

(2) 対象設備等を導入した住宅に居住していること。

(3) 対象設備等の導入に要する費用を負担していること。

(4) 電力会社と電力受給契約を締結していること（第3条第1号から第4号までの対象設備等に限る。)

(5) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 市税の滞納がないこと。

(7) 第3条に定める対象設備等のうち過去に同種の補助金の交付を本市から受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に定める対象設備等の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、ペレットストーブについては、本体価格に限る。

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助率及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

対象設備	要 件
定置用リチウムイオン電池システム	1 設置前において、使用に供されていないこと。 2 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は住宅用太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。
住宅用太陽光発電システム	1 設置前において、使用に供されていないこと。 2 定置用リチウムイオン蓄電池システム又は V 2 H とともに住宅用太陽光発電システムを設置し、常時定置用リチウムイオン蓄電池システム又は V 2 H と接続していること。
V 2 H	1 設置前において、使用に供されていないこと。 2 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに V 2 H を設置又は住宅用太陽光発電システムとともに V 2 H を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。 3 一般財団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）が実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において補助対象としている V 2 H であること。
E V 又は P H E V	1 新車であること 2 自家用に使用する車両であって、補助金申請者が車両所有者及び車両使用者であること（割賦(残価設定割賦を含む。)による購入の場合は、販売店又はファイナンス会社等が車両所有者であっても補助対象とする。) 3 N e V が実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において補助対象としている E V 又は P H E V（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。

	4 V 2 Hと接続する機能を有する車両であること。 5 E V又はP H E Vの保管場所となる住宅にV 2 Hが設置されていること又は当該車両の購入とともに設置すること。
ペレットストーブ	1 設置前において、使用に供されていないこと。 2 居住する住宅内に設置していること。

別表第 2 （第 6 条関係）

対象設備	補助金の額
定置用リチウムイオン蓄電池システム	5 0 , 0 0 0 円
住宅用太陽光発電システム	3 0 , 0 0 0 円
V 2 H	1 0 0 , 0 0 0 円
E V又はP H E V	5 0 , 0 0 0 円
ペレットストーブ	補助対象経費の 2 分の 1 （上限 5 0 , 0 0 0 円）